

「ダメなもんはダメ」 とおる町へ

山田議員の リコール署名 はじまる

町民共有の財産である水道を盗みながら、平然と議会議員を続け、公務員としての報酬を受け取っている山田壽一議員の解職（議員をやめさせる）の是非を問う住民投票を求める署名運動が始まるうとしています。

去る12日（金）、議員有志6人（藤堂、建部、木村、阪東、丸山光雄、西澤）が請求代表者となり、甲良町選挙管理委員会に解職請求の書類を提出しました。早ければ、15日（月）に署名の収集が可能となる見込みです。

提出した解職請求の要旨（要約・抜粋）などを紹介します。

提出した「請求の要旨」では、昭和50年ごろ、山田壽一議員の父（太一氏）が今の住宅を建てたとき、町の水道水を盗む配管工事をしたこと、平成9年、給水管の布設替工事中に、盗水用パイプス管のやり替えを行っていたことを強調。「この件では、山田議員も関わり盗水を認識していたことが判明した、と断定しました。」

その根拠として、山田議員は、盗水が確認された時（平成23年12月8日）、取材に応じ、「7年ほど前に盗水を知って、管を切断した」と嘘をつき、一方では、「分からなかったらええと思っていただけ、認識が甘かった」と、つい本音を語ったことをあげています。そして、「事実は、平成23年11月14日に町が調査に入るまで盗水は続いていた」とズバリ指摘しました。

山田議員が今でも「父が行ったことだが責任を取って辞職し、町民の審判も受けた。検察の判断も出ていない」と新聞社

の取材に答えていることを「詭弁（きべん）をろうし」といると批判。

町議選前の辞職は「父親がやったこと」に責任をとったそぶりであり、真の「審判」を受けたいわけではなく、「町民を欺き愚ろうした発言」と批判しています。

しめくくりには、「山田議員は、議員になってからも、議長をしているときも、町の財産である水道水を食い物にする窃盗行為を平然と行って来たことは、きわめて許しがたきことであり、公僕である町議会議員としてあるまじき行為である。」「もはや、町民を代表する議会議員に居座ることとは許されないし、議員としての資格は無いものである。」「と断罪し、「よって、山田壽一議員の解職を請求し、その解職は住民投票にて判断を仰ぐべきものである。」「と結論づけています。



解職請求書を選管委員長に提出する議員有志6人。4月12日

町の大掃除の 大きな一歩

今回のリコール署名の開始は甲良町始まって以来の画期的な取り組みです。それは次の理由によると考えます。

- ① 一致する課題で、思想や立場の違いを超えて、実現をめざす尊いものを感じます。
 - ② 山田議員の政治的・道義的責任のはなはだしい欠如に町民の審判を下す機会を提供するものです。
 - ③ 「ダメなものはダメ」をつらぬいて、公然と意思を示す町民自らのたたかいともなります。
- 私たちは、有権者の3分の1以上の署名数を集められるよう、みなさんと力を合わせてがんばります。

解職請求とは？

地方自治法 第80条に定められた「住民の政治参加」を保障した制度の一つ。議員をやめさせる手続きで、「リコール」とも呼びます。「選挙区におけるその総数の3分の1以上の者の連署を以て」「議員の解職を請求することができる。」と決められています。

議員の身分は「全体の奉仕者」として法的に保障されており、議員の「職」を失うのは、自ら辞職する場合の他、禁固1年以上の刑が確定した時などに限られ、もうひとつがこの制度です。

署名集めの期間は市、町、村では1か月間と定められており、請求代表者および代表者から委任を受けた「受任者」が1か月間で集めた署名簿を選挙管理委員会に提出します。縦覧や異議申立などの諸手続きを経て、有権者の3分の1以上の署名が有効であれば、60日以内に「解職の是非」を問う「住民投票」が実施されます。

最近の事例では、無免許運転で有罪判決が確定した広島県議会議員の正木篤氏に対する住民投票で、95.88%の解職賛成となり正木県議は失職しました（今年2月3日）。

甲良民報

2013年4月14日 548号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

山田議員解職の是非を住民投票で決めよう

全有権者のみなさん

そもそも「水道の水を盗む」なんてことは常識では考えられないことです。ところが、甲良町の議会議員の自宅で、この不正取水（盗水）が長年にわたって続けられていたことが発覚しました。「甲良町だけでなく、県外にも恥をさらした」「議員の盗水が許されるのなら、わしらは水道代払わへんで！」など、町民の怒りは収まりません。また「町の財産を盗んだ者に議員を続けさせとくのか」などの声も寄せられ、議会の信頼も大きく傷付けています。

「父親がやったこと」ってほんとう？

山田議員は居座り続けています。居座りの理由に「父親が行ったことだが責任を取って辞職し、町民の審判も受けた」（3月22日京都新聞）と主張していますが、この根拠は甚だ疑問が多いものです。なぜなら、「父親が接続工事をしていたことが7、8年前に分かり怒って撤去した」（平成23年12月9日朝日新聞）にもかかわらず、止水栓を閉めても宅内の蛇口から町の水道水が流れたのです（平成23年11月14日の調査）。また「（不正取水）がわからなかったら、ええと思っていたけど、認識が甘かった」（平成23年12月13日中日新聞）とも説明しており、山田議員の責任逃れの言い分に過ぎず、世帯主として自らも使っていた水道水が「盗水」とは知らなかったとは、とても信じがたいのです。

「みそぎ」を受けたことにはならず

自分の町の水道水を「父親がやった」盗水と知りながら使い、議員を続けるという道義心の欠如は、はなはだしいにみ程があります。さらに、彦根警察署の書類送検は選挙後であり、山田議員の犯罪容疑を特定したものであり、「みそぎ」を受けたことにはなりません。

一方、町は、不正な手段でまぬがれた水道料金相当額の損害金と行政罰である過料を、山田壽一議員に請求しました。その合計額は約1853万になります。山田壽一議員は、町民の財産を長年にわたり盗み取り、その上、議員報酬を平然と受け取っていたことは断じて容認することはできません。甲良町の名誉と町民の信頼を深く傷つけてしまいました。もはや、町民を代表する議会議員の地位に居座ることは許されません。

全有権者のみなさん

立場のちがいで超えて成功へ

このさい、山田壽一議員の解職の是非は、有権者の住民投票で決めようではありませんか。私たちは、思想・信条や立場のちがいをこえて、安心してくらせる町にするためにも、**必要署名数（有権者の3分の1）**を超え、ぜひ成功させたいと考えています。「住民投票」が実現できるよう「直接署名」への協力を心から呼びかけます。



議員有志6人が呼びかけた「町の水道を盗んだ山田議員の解職を住民投票で決めよう」との署名運動に、私たちも賛同します

- 松元たけし
- 西澤正子
- 岡田涼子
- 丸山かね子
- 松元仁子
- 中野伸治
- 佐野朝美
- 野瀬光男
- 藤谷 悟

【第一次分】